令和２－３年度（令和２年４月発行）権利化支援に関する契約約款　新旧対比表

旧	新
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（略）
（実施料収入の取り扱い） 第４条 申請機関は、いずれかの支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権に関して、実施料収入を得た場合、かかる実施料収入についての機構の事前の書面による承諾がない限り、前条に基づき機構が支出した費用のうち当該支援対象国に関する費用支出相当額を次項以下に従い、機構に返還するものとする。 ２　申請機関は、前項に基づく申請機関の支払いについて、当該支援対象国に関して機構が行った費用支出相当額の累計から前年度までの申請機関による返還額の累計を控除した額を上限として、機構が第８条及び第９条に定める報告に基づき各年度の実施料収入の額を確定後、速やかに当該実施料収入の額の半分を機構に返還するものとする。 ３　PCT 出願が支援対象となっている場合、PCT 出願の移行手続き前に発生した全指定国に共通する手続きに関する費用（国際出願費用等）を本指定国移行手続きを行う国の数で除して得られた金額については、当該移行の行われた国に関する機構の費用支出相当額として算入されるものとする。 ４　欧州特許出願が支援対象となっている場合、欧州特許の付与が公告されるまでの欧州特許出願締約国に共通する手続きに関する費用を締約国の指定が行われた国の数で除して得られた金額については、当該締約国に	（実施料収入の取り扱い） 第４条　（削除）

関する機構の費用支出相当額として算入されるものとする。	
（費用支出の終了） 第５条 機構は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第３条に基づく機構の費用支出の全部又は一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については機構が定める日をもって費用支出を終了する。 （１）前条に基づき支援対象国毎に計算された申請機関の返還額の累計が、機構の費用支出相当額の累計総額に至った場合 （２）支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が申請機関から第三者に対し譲渡された場合 （３）支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合 （４）機構が当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合 （５）本出願において、指定国移行期限が到来した場合（指定国移行期限日） （６）本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定において、申請機関からの支援終了申請がなされた場合（申請機関による終了申請日） （７）申請機関が本契約の条項に違反した場合 （８）主務官庁からの指示、行政指導又は財政上の問題等により機構が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合 （９）その他機構が必要と判断した場合 ２　機構は、原則として本出願から３年が経過した時点以降、適宜、費用支出の必要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、申請機関にその旨通知の上、以降の費	（費用支出の終了） 第５条 機構は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第３条に基づく機構の費用支出の全部又は一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については機構が定める日をもって費用支出を終了する。 （１）　（削除） （２）支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が申請機関から第三者に対し譲渡された場合 （３）支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合 （４）機構が当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合 （５）本出願において、指定国移行期限が到来した場合（指定国移行期限日） （６）本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定において、申請機関からの支援終了申請がなされた場合（申請機関による終了申請日） （７）申請機関が本契約の条項に違反した場合 （８）主務官庁からの指示、行政指導又は財政上の問題等により機構が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合 （９）その他機構が必要と判断した場合 ２　機構は、原則として本出願から３年が経過した時点以降、適宜、費用支出の必要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、申請機関にその旨通知の上、以降の費

用支出を行わない。	用支出を行わない。
（費用支出の終了に基づく支援費の返還） 第６条 前条第１項（３）、（５）、（６）、（８）及び（９）の事由により費用支出が終了した場合、機構の書面による別途の指示がない限り、申請機関は機構に対し、費用支出を終了した支援対象国に関する機構の費用支出相当額から申請機関が第４条に基づき返還した額を控除した額を返還するものとする。 ２　前条第１項（２）に従い費用支出が終了した場合、機構の書面による承諾がない限り、申請機関は機構に対し、第３条に基づき機構が支出した金額全額から申請機関が第４条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。但し、返還額は本特許権の譲渡価格から申請機関の自己負担分（外国出願に係る機構の支援対象外の費用）及び本特許権の譲渡に要する費用（譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者への還元分）がある場合には、これを控除することができる。 ３　第１項にかかわらず、申請機関の責によらずして前条第１項（３）に従い費用支出が終了した場合、返還を要しないものとする。 ４　第１項にかかわらず、前条第１項（５）又は（６）に従い費用支出が終了した場合、申請機関における知的財産マネジメント戦略に基づく終了事由であり且つ機構が特に認める場合については、返還を要しないものとする。 ５　前条第１項（７）に従い費用支出が終了した場合及び第１２条に基づき本契約が終了する場合、機構の書面による承諾がない限り、申請機関は機構に対し、第３条に基づき機構が支出した金額全額から申請機関が第４条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。	（費用支出の終了に基づく支援費の返還） 第６条　（削除）

6　本条に基づく申請機関の支払い方法については、機構と申請機関との別途協議により定める。	
第７条～第１２条　（略）	第７条～第１２条　（略）
	（費用の返還） 第１２条の２　申請機関は、以下に掲げる場合、本契約の解除の有無にかかわらず、機構の指定する日までに、機構が支出した費用の全部又は機構が定める一部を一括して返還しなければならない。 （１）申請機関が本契約に基づく費用の支出以外の外国特許出願促進を主目的とする国費又は国費を財源とする資金により本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の費用の支援を重複して受けていたとき （２）申請機関が本契約に違反したとき （３）第３条第１項の規定に基づき機構が支出対象として認めるべきでなかった費用又は支援対象外費用とされるべき費用が過誤により支出されていたことが判明したとき （４）支援対象国における出願費用の全部又は一部が特許庁（外国の特許庁を含む。）又は代理人から返金されたとき （５）第１２条により機構が本契約を解除したとき
（本契約の終期） 第１３条 本契約は、第５条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、機構が指定する日とする。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。 （１）本出願のうち PCT 出願の場合、本契約の締結の日から３年が経過し	（本契約の終期） 第１３条 本契約は、第５条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、機構が指定する日とする。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。 （１）本出願のうち PCT 出願の場合、本契約の締結の日から３年が経過し

た年度の末日 （２）本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、基礎出願日から７年が経過した年度の末日 （３）本特許権が全ての支援対象国において消滅する日 ３　第１項又は前項（１）もしくは（２）に基づく契約の終了の場合、第４条、第６条、第８条及び第１０条の規定は、存続するものとする。但し、第１０条の存続期間は、本特許権が全ての支援対象国において消滅するまでとする。 ４　第２項（３）に基づく契約の終了の場合、第１０条の規定は、契約終了後５年間存続するものとする。	た年度の末日 （２）本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、基礎出願日から７年が経過した年度の末日 （３）本特許権が全ての支援対象国において消滅する日 ３　第１項又は前項（１）もしくは（２）に基づく契約の終了の場合、第８条、第１０条及び第１２条の２の規定は、存続するものとする。但し、第１０条の存続期間は、本特許権が全ての支援対象国において消滅するまでとする。 ４　第２項（３）に基づく契約の終了の場合、第１０条の規定は、契約終了後５年間存続するものとする。
別紙１　（略）	別紙１　（略）